

武雄競輪場公園管理業務の受託者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和元年5月8日

武雄市長 小 松 政

## 1 業務概要

- (1) 委託業務名 武雄競輪場公園管理業務委託
- (2) 業務内容 武雄競輪場公園管理業務
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務概要 「武雄競輪場公園管理業務委託プロポーザル実施要領」及び「武雄競輪場公園管理業務委託仕様書」による

## 2 業務実施方針

業務実施における受託者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針でおこなう。

提出された書類等に基づき、武雄競輪場公園管理業務プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）で審査（書類審査、ヒアリング等）をおこない、最優秀者1者及び優秀者1者を決定し、最優秀者を本業務の優先交渉権者に、優秀者を次点交渉権者に選定する。

## 3 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は次に掲げるいずれにも該当する個人、または法人とする。

### (1) 参加資格

- ① 市内に住所を有する個人、若しくは市内に本店、または支店を有する法人
- ② 国税、及び地方税等の滞納がないこと
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しな

いものであること

- ④ 告示日現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分をうけていないこと
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていない者
- ⑥ 自転車に関する専門的な知識を有している者

※ 自転車に関する専門的な知識を有している者とは、自転車の乗り方の指導ができる者、パンク修理などの簡単な修繕ができる者とする。

- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## （2）失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ① 委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- ② 評価の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合
- ③ 実施要領の規定に違反すると市長が認めた場合

④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の記載があるもの

#### 4 参加申込み手続等

##### (1) 事務局

武雄市営業部競輪事業所

〒 843-0022 武雄市武雄町大字武雄4439番地

TEL 0954-23-2701 fax 0954-23-8938

Mail keirin@city.takeo.lg.jp

##### (2) プロポーザルに係る書類（参加表明書、提案書、費用見積書等各様式）の配布

###### ① 配布日時

令和元年5月8日（水）から令和元年5月24日（金）まで

###### ② 配布場所

プロポーザルに係る書類等は、武雄市ホームページから入手するものとする。ただし、事務局においても配布することができるものとする。

（武雄市ホームページ <http://www.city.takeo.lg.jp>）

##### (3) 申込み受付

###### ① 受付期間

令和元年5月8日（水）から令和元年5月24日（金）まで

ただし、受付時間は、午前9時から午後5時まで

###### ② 提出書類等

- ・ 参加表明書（様式第1号）

- ・ 提案書（様式第2号）
- ・ 費用見積書（様式第3号）
- ・ 誓約書（別紙1）
- ・ 住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
- ・ 完納証明書（滞納がないことを証する書面）

③ 提出場所

上記（1）に示した事務局

④ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送してください。郵送する場合は、配達証明付書留便とし、受付期限までに必着とします。

5 審査方法及び審査項目

提出された書類等の審査、およびヒアリングの結果を踏まえ委員会で審査をおこないます。参加者の審査については、審査方法及び審査項目（別紙2）によるものとし、委員会の委員が項目ごとに点数付与（10点満点）をおこない、最も合計点数の高かった参加者を最優秀者とし、本業務の優先交渉権者とします。なお、審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は審査委員間で協議のうえ、順位を決定するものとし、ます。

6 その他の留意事項

- （1） プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- （2） 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。
- （3） 原則として、提出された書類等は返却しない。
- （4） 提出された書類等は、本プロポーザルに係る目的以外には使用しない。
- （5） 審査結果についての異議申立ては、一切受け付けない。